

包括的支援体制の構築に向けた社協の取り組みについて ～重層的支援体制整備事業の活用～

令和4年2月10日
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会 企画小委員会

1. 本提言の趣旨

少子高齢化や人口減少とともに、地域や家族、企業等の共同体機能がぜい弱化する中で、社協の相談窓口や地域福祉活動、在宅福祉サービス等の現場でも、対象者や分野別の福祉制度では解決が難しい地域生活課題が、以前にも増して広がっている。

こうした社会の変化を踏まえ、国においては、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、平成29年に社会福祉法改正を行い、さらに令和2年の社会福祉法改正により重層的支援体制整備事業を創設した。

①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱とする重層的支援体制整備事業は、社協がこれまで取り組んできた総合相談・生活支援体制づくり、地域福祉の推進が政策化されたものであり、市町村ごとにそれらとの関わりにおいて社協の存在価値が問われている。

本地域福祉推進委員会企画小委員会では、全国の市町村で進められる包括的支援体制の構築において、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざし地域福祉を推進する社協が今後どのような役割を果たすべきか、また重層的支援体制整備事業にどう取り組むべきかについて議論を重ね、以下のとおり提言を取りまとめた。

各社協において、本提言をもとに、各市町村がめざす包括的支援体制のビジョンやそれへの社協としての具体的取り組みをすべての役職員でご検討いただくよう期待したい。

2. 包括的支援体制がめざすものと社協の役割

(1) 包括的支援体制が必要とされる背景

①地域生活課題の変化

近年、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している。相談支援や地域福祉活動、在宅福祉サービスの現場では、以前から認識されていたことではあるが、例えば8050世帯やダブルケア、ヤングケアラーの問題のように、制度の狭間に陥っていたり、世帯が複合的な課題を抱えるなどして、単独の相談支援機関では対応が難しい地域生活課題が増加している。

また、相談窓口やサービスが用意されていたとしても、自ら相談に行ったり、利用手続きをすることが難しかったり、問題そのものを本人や家族が認識していなかったり、時には解決を自らあきらめてしまったりなど、必ずしも支援に結び付かない事例が多数存在している。こうした状況にある人々に共通する背景には社会的孤立の問題があり、制度やサービスにつなぐだけでは解決しない事例も多い。身寄りのない人や家族に頼ることが難しい人も増えており、家族が果たしてきた機能をどのように社会化するか、また、課題があったとしても一人ひとりが役

割を持って参加したり、自己実現をできる「ともに生きる豊かな地域社会」をいかに作っていくかが課題となっている。

一方、相談支援や在宅福祉サービスの提供体制に目を向けると、高齢化や人口減少のもと、担い手確保が困難な地域が広がっている。人的資源に限られる中で複雑化・複合化する地域生活課題に対応していくためには、分野を超えた地域内の多職種連携・多機関協働を進めることが必要である。同時に、公的な制度・施策だけでなく、これまで社協が推進してきた地域福祉の取り組みを強化することが必要となる。例えば、何らかの困難や課題を有する人や世帯を早期に発見し支援につなげる地域の見守りネットワークの強化、公的な制度では対応できない場合、地域住民や関係者の協力を得ながらインフォーマルな支援を提供したり、新たな資源を開発する地域の福祉力の強化などである。

さらに、複数の市町村にまたがる圏域や都道府県による取り組みを含めた体制整備も求められる。

②包括的支援体制の必要性

こうした状況に対して国は、平成 29 年度社会福祉法改正により、分野別、年齢別に縦割りであった支援を、本人中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的支援体制の構築を市町村の努力義務とした。

さらに、令和 2 年の社会福祉法改正により、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に展開する重層的支援体制整備事業を創設し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりの全国展開に乗り出している。

コロナ禍による生活困窮者の急増や、これまで見ていなかった生活にさまざまなぜい弱性を抱える人や世帯の顕在化により、市町村における包括的支援体制の必要性はさらに高まっている。社協は、これまで進めてきた総合相談・生活支援の取り組み、地域福祉推進の取組状況を踏まえて、市町村や関係機関とともに包括的支援体制のビジョンを検討する必要がある。

(2) 包括的支援体制がめざすもの

①包括的支援体制における取り組み

包括的支援体制の整備は、(1)①に示したような複雑化・複合化する地域生活課題に対して、それらを解決するための支援を重層的・総合的に提供することをめざすものである。これにより、困りごとを抱える人たちが制度に合わせるのではなく、一人ひとりの困りごとや状況にあわせ、課題解決をめざす支援とつながり続ける支援を組み合わせることで、その人が自分らしく暮らしていける支援となることが可能となる。また、住民と専門職の協働が進み、支援を必要とする人を早期発見し課題の深刻化を防ぐとともに、支援を必要とする人が、支えられるだけでなく支える側にもなるような参加支援、地域づくりに向けた支援を進めることとなる。

そのため、以下のような取り組みが求められる。

ア)あらゆる地域生活課題に対応した支援

- ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、あらゆる地域生活課題を支援する。

イ)生活全体を捉えた支援

- ・ 相談者が抱える課題を縦割りの制度やサービスから捉えるのではなく、本人の生活全体を捉え、包括的な支援を行う。

ウ)世帯全体を捉えた支援

- ・ 1つの世帯に課題を持つ複数の人が含まれる事例では、世帯全体を捉えた包括的な支援を行う。

エ)多職種連携・多機関協働による支援

- ・ 課題が複雑化・複合化している場合には、支援に関わる多機関・多職種の役割分担やコーディネートを行い、各種支援機関が連携しながら支援を行う。

オ)多分野の主体との連携・協働による支援

- ・ 福祉や保健・医療にとどまらず、就労、教育、住まい、交通、産業、司法、地方創生等、多分野のさまざまな主体と連携して支援を行う。

カ)地域住民や関係機関との連携・協働による支援

- ・ 新たな社会資源開発を含め、住民やボランティア、NPO、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等と連携・協働して支援を行う。

キ)「支え手」「受け手」を固定しない、多様な社会参加への支援

- ・ 一人ひとりが安心して参加し、自己実現できる、「支え手」「受け手」を固定しない参加の場、働く場の創造等多様な社会参加の支援を行う。

②社協に求められる姿勢

社協は、包括的支援体制の構築に向けた社会福祉法改正を好機と捉え、これまで地域で解決が難しかったり十分に対応できていなかった課題に市町村とともに取り組むとともに、地域のさまざまな関係機関と連携し、「ともに生きる豊かな地域社会」をめざすことが必要である。その際には、「支え手」「受け手」を固定せず、誰もが有用感や自己肯定感を高め、役割を創出できる参加の場、自己実現できる場の創造が求められる。このため既存の相談支援や地域福祉の取り組みを活かし、さらにそれを強化する重層的支援体制整備事業を活用して、時代の要請に応える福祉の創造に向けて創意工夫し挑戦する姿勢が求められる。

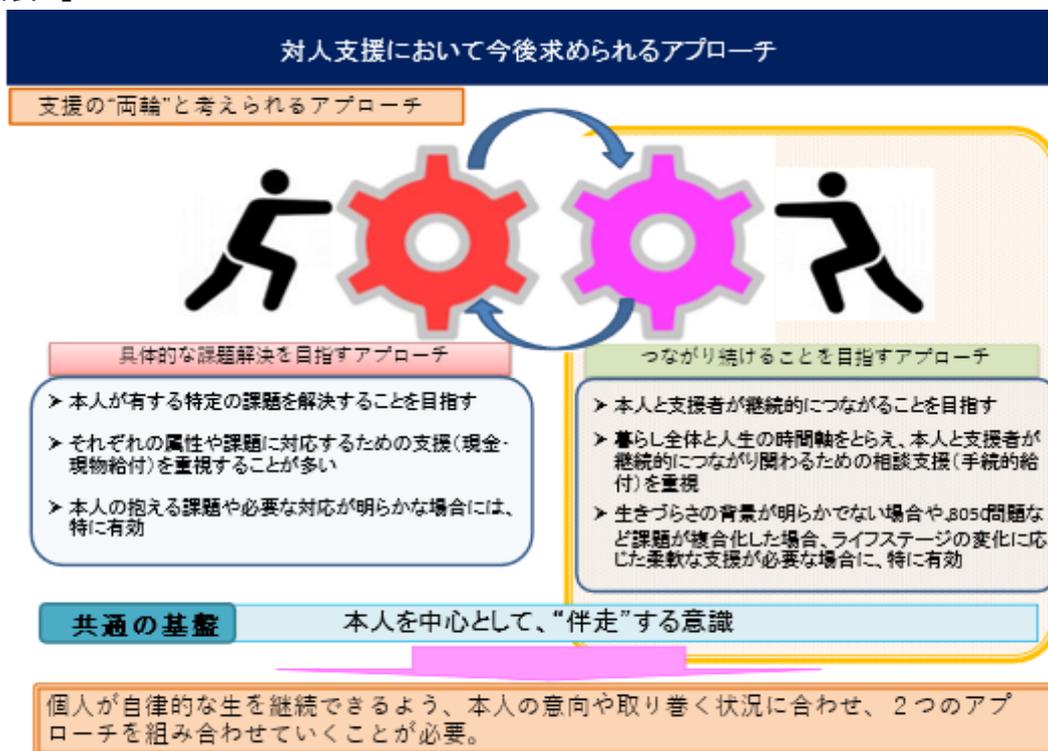
(3) 対人支援の基本的な考え方・視点

包括的支援体制がめざす支援においては、本人を中心として“伴走”する意識を基盤とし、「具体的な課題解決をめざすアプローチ」と「つながり続けることをめざすアプローチ」を組み合わせることが重要とされている(【図表1】参照)。

たとえばいわゆる“ごみ屋敷”が課題となる事例では、ごみの片付けや医療、福祉サービス等の利用に加えて、「ごみ屋敷の問題はごみの問題ではなく、そこに住む住民と近隣の関係に問題があるのではないかと捉え、「つながり続けることをめざすアプローチ」が必要となる。

社会的孤立の状態にある人が、自ら問題解決に向けて力を発揮するためには、他者とのかわりの中で、自分が必要とされているという感覚や居場所と感じられる場を持つことが重要である。社協は、専門職と住民の双方にネットワークを持つ強みを活かし、2つのアプローチを通じた支援を具体化していく必要がある。

【図表 1】



出所:厚生労働省

(4) 社協のこれまでの取り組みと包括的支援体制の関係

①社協のこれまでの取り組み

社協は、これまでも制度の狭間の問題を含めて多様なニーズに対応し、住民や関係者とともに社会資源の開発や支え合いのある地域づくりを進めてきた。見守り活動、サロン活動や地域カフェ、子ども食堂といった地域の居場所づくりに代表される小地域福祉活動、地区社協等の住民の組織づくり、福祉教育、当事者組織の立ち上げ・支援、身近な地域における相談窓口の開設、ボランティア活動や住民同士の活動の拠点づくり、相談支援機関や専門職のネットワーク、社会福祉法人・福祉施設との連携・協働による「地域における公益的な取組」等、多様な事業・活動が既に各地域で行われている。

また、地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)や生活支援コーディネーター等による実践、日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、生活困窮者自立支援制度に基づく事業、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等、各種の相談支援事業の実施を通じて、地域を基盤としたソーシャルワークの専門性が社協の中に培われている。さらには、在宅福祉サービスの提供体制を持ち、地域で暮らし続けるための支援を展開している。

②既存の取り組みの活用と発展

包括的支援体制の構築にあたっては、こうしたこれまでの取り組み(事業、活動、ネットワーク等)がバラバラではなく、より一層連携を強めることで支援の効果を高め、地域づくりを進めていくことが重要である。

一方で、包括的支援体制が社協のこれまでの取り組みの延長線上にあるとはいえ、これまでと同じでよいということではない。複雑化・複合化した地域生活課題や社会的孤立に対してどのような取り組みができているか、制度の狭間のニーズを埋もれさせていないか、特定の担い手や関係者だけでなく、若い世代や福祉分野以外の主体も含めて、幅広い参加を得られているかなど、改めて内容や方法を見直すことが必要である。加えて、そうした取り組みの効果を可視化し、発信することも重要である。

なお、地域福祉実践の現場では、個々の職員の知識・スキル・判断・発言・態度・行動が属人的になりがちであり、組織として共有されないなどの課題もあることから、個々の職員の持っている知識やスキル等を組織の財産として標準化し、活用して価値を創造する実践と組織の経営が望まれる。

(5) 行政との連携

①地域福祉における市町村の役割

地域福祉の政策化が進み、地域福祉における市町村の役割は大きく広がるとともに重要性を増している。市町村は分野・対象別の福祉制度を運用するだけでなく、それらをどのように組み合わせ、活用しながら、地域の実情に合わせた包括的支援体制を展開していくのか、知恵と工夫が問われることになる。社協は、これまで以上に市町村と密接に連携し、各地域の特性、社会資源や住民の地域福祉活動等の状況を踏まえて、それぞれの市町村の包括的支援体制の構想をともに作りあげていくことが求められる。

②社協からの働きかけ

一方で、市町村が包括的支援体制の必要性を実感として持ちづらく、重層的支援体制整備事業の実施を含めて消極的であったり、包括的支援体制に向けて欠かせない庁内での部署を越えた連携が進みづらいという声も聞かれる。

重層的支援体制整備事業に先立って平成 28 年度から実施されてきた国のモデル事業(地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業)を実施し、社協に相談支援包括化推進員を配置してきた自治体では、相談支援包括化推進員が行政の外部から働きかけることで庁内連携が進みやすくなったという効果も見られている。既存の相談窓口だけでは対応が難しい事例や包括的支援体制によって生まれるメリットを具体的に示す必要がある。市町村として包括的支援体制を整備していくことは、行政を含めた組織の意識改革とも言われており、社協の側から行政に積極的に働きかけることも必要である。

3. 重層的支援体制整備事業の活用のポイント

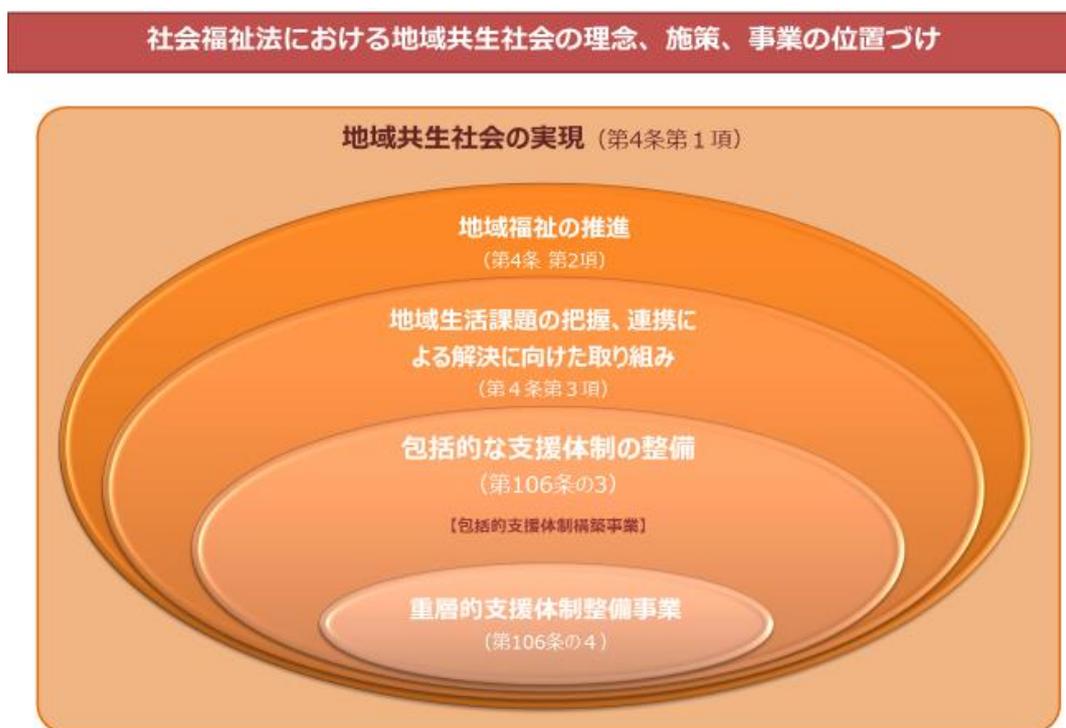
(1) 重層的支援体制整備事業の概要

①社会福祉法上の位置づけ

重層的支援体制整備事業(法第 106 条の 4)は、包括的支援体制の整備(社会福祉法第 106 条の 3)を全国的に推進するための事業として令和 2 年の社会福祉法改正によって創設された(【図表 2】参照)。現行法上は市町村の手上げによる任意事業であるが、包括的支援体制の構築を後押しする有効なツールとして積極的な活用が期待される。

なお、令和 3 年度に事業を実施しているのは重層的支援体制整備事業 42 自治体、移行準備事業 243 自治体、令和 4 年度にはそれぞれ 134 自治体、229 自治体と本格実施に向けて急拡大する予定である。

【図表 2】



出所:厚生労働省

②事業内容等

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野(介護、障害、子育て、生活困窮)ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」として交付される。また、市町村は、重層的支援体制整備事業の実施にあたって、重層的支援体制整備事業実施計画を策定すること

が必要になる。

事業の具体的内容については、【図表 3】のとおりである。相談支援、地域づくりに向けた支援については既存制度の事業が対象であり、これに加えて重層的支援体制に資する新たな機能として多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業が位置付けられている。新たな機能分の補助基準額は【図表 4】のとおりで、国の補助率は 3/4(市町村の負担は 1/4)である。なお、これは制度施行当初の移行準備期間としての措置であり、令和5年度以降の補助率は、国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 である。

なお、重層的支援体制整備事業に関するより詳しい情報については、地域共生社会のポータルサイト(厚生労働省)をご活用いただきたい。

<地域共生社会のポータルサイト>

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

※重層的支援体制整備事業に関する法令・通知や事例を掲載。厚生労働省による行政説明・研修動画の視聴が可能。

【図表 3】

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）		
	機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ ロ ハ ニ 相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
		【障害】障害者相談支援事業
		【子ども】利用者支援事業
		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ ロ ハ ニ 地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
		【介護】生活支援体制整備事業
		【障害】地域活動支援センター事業
		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号	支援プランの作成（※）	新

(注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。
 (※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

出所:厚生労働省

【図表 4】

令和4年度における新たな機能分の補助基準額

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	25,300,000
10,000人以上 ～ 30,000人未満	28,000,000
30,000人以上 ～ 50,000人未満	31,000,000
50,000人以上 ～ 100,000人未満	33,800,000
100,000人以上 ～ 200,000人未満	42,000,000
200,000人以上 ～ 300,000人未満	50,500,000
300,000人以上 ～ 500,000人未満	56,000,000
500,000人以上	61,800,000

※人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

出所：厚生労働省

(2) 社協としての取り組み

重層的支援体制整備事業は、既存制度とは別に新たな制度をつくるものではない。既存の相談支援や地域福祉の取り組みを活かし、市町村と関係機関や地域住民等がめざす方向を共有し、より緊密に連携することで課題解決力や支援効果を高める基盤づくりを進めるものである。社会福祉法の改正内容を踏まえて、社協の使命、理念、活動指針等を役職員で改めて確認し、当該地域における社協の地域福祉推進のこれまでの取り組みを踏まえた方針を早急に見定めることが求められる。

社協が市町村とともに重層的支援体制整備事業の実施を検討し取り組む場合、以下のような点に留意することが必要である。

①既にある仕組みや活動を活かす

- ・ 地域の相談支援機関の状況、既に作られているネットワークや各種の協議体、会議、住民組織や地域福祉活動等の現状を把握し、それらを活かしながら体制整備を検討する。また、活動地域の課題や強み、将来展望を再確認していくためには、精度の高い地域アセスメントが重要となる。

②地域福祉計画や地域福祉活動計画との連動

- ・ 既に策定されている地域福祉計画がある場合には、それらの理念や目標、これまでの取り組みとの整合性を意識する。また、民間の計画である地域福祉活動計画も同様であり、地域福祉計画と両輪となって進めていくことが必要である。

- ・ なお、重層的支援体制整備事業の実施の有無にかかわらず、市町村の包括的支援体制構築における社協の役割を両計画に明記していくことが肝要となる。
- ・ 市町村が重層的支援体制整備事業を実施、または検討していく場合は、重層的支援体制整備事業実施計画の策定に積極的に参画し、これまでの取り組みや地域生活課題の現状を踏まえた計画づくりを進める。

③個別支援と地域づくりの一体的な展開

- ・ 個別支援と社協が従来から進めてきた地域づくりを連動させ、一体的に展開する。そのための具体的な方策として、地域生活課題を地域住民と共有し協議する場、住民と専門職がともに参加して事例検討等の行う場を設けたり、地域で支援を必要としている人の把握やその課題解決に住民や関係者とともに取り組む地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)を配置することが不可欠である。
- ・ また、予防的観点を重視し、住民同士の交流やつながりづくりの活動などを強化し孤独・孤立を防ぐこと、住民の主体性を育み「とも生きる豊かな地域社会」づくりの基盤となる福祉教育などの取り組みを推進する。

④社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員との連携・協働

- ・ 社会福祉法人・福祉施設連絡会等において情報を共有し、具体的な事業・活動を協働して行うなど、地域生活課題の解決や地域づくりにともに取り組む。
- ・ とくに、就労体験や業務の切り出しによる中間的就労の機会の提供、ボランティアの受け入れなど、社会福祉法人・福祉施設の機能を活かして参加支援の充実を図る。
- ・ 民生委員・児童委員との連携により、支援を必要としている人の把握を進めるとともに、サロン活動やコミュニティカフェ、子ども食堂といった地域の居場所づくりを行うなど、小地域福祉活動に取り組む。

⑤福祉分野以外の主体との連携・協働

- ・ 住まい、就労、教育、保健・医療、司法、農林水産業、金融・保険、メディア、ICT 等、幅広い分野の主体との連携・協働により、福祉だけでなく地域が抱えるさまざまな課題の解決や地域の活性化につながる取り組みを進める。

⑥権利擁護支援のネットワークとの連動

- ・ 成年後見制度の利用促進等の権利擁護支援は、包括的支援体制における本人を中心とした支援の基盤である。日常生活自立支援事業や成年後見制度等の活用を含め、権利擁護支援のネットワークと連動した支援を進める。

⑦事業受託の推進と組織体制の強化

- ・ 重層的支援体制整備事業により新たな機能として追加される「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」について、これまでの取り組み等を踏まえて積極的に受託を検討し、市町村と協議を行うことが必要である。中でも同事業の中核的役割を担う多機関協働事業への関与が重要である。
- ・ また、事業実施にあたっては、それぞれの事業に必要な専門性を有する人材の確

保・育成を進め、体制の充実を図ることが期待される。

- ・ 地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)の配置財源になり得る以下のような財源を整理して市町村と協議していくことが必要となる。

<財源の例示>

- 重層的支援体制整備事業における「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」
 - 重層的支援体制整備事業における「新たな機能における補助基準額」
 - 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター
 - 包括的相談支援事業や地域づくり事業(一般介護予防事業等)を地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)が一部担っていることによる予算
 - 市町村単独予算
- ・ 加えて、地域全体での包括的支援体制の前提として、まずは社協内の各事業・活動の連携を強化し、包括的な相談や支援を展開できる体制を整えることが不可欠である。部門横断での事例検討、各部門の取り組みや課題を共有し社協全体としての方針を検討する会議の開催等により局内連携を図るとともに、必要に応じて組織体制の見直しを行う。

⑧受託しない場合の取り組み

- ・ 重層的支援体制整備事業を社協が受託しない場合においても、地域福祉を推進する中核的な団体として市町村と連携し、包括的支援体制の構築に向けた役割を發揮する必要がある。同時に、社協のこれまでの取り組みを踏まえ、住民主体による地域福祉の推進、制度の狭間を埋める先駆的・開拓的事業の開発、地域共生社会の実現に向けた諸活動を継続的・発展的に努める。
- ・ 「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について」(社援地発 0331 第9号 令和3年3月31日付 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)においても、重層的支援会議の開催や地域づくりについて社協との連携の必要性が強調されている。

⑨都道府県社協の役割

- ・ 圏域内の市町村における包括的支援体制の構築に向けて、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業の実施について、都道府県行政と協議し、積極的に実施を検討することが必要である。
- ・ 制度内容や先行事例について情報提供するほか、取り組み状況や課題を把握し、個別に支援するなど、各市町村の行政と社協等がチームとなって包括的支援体制づくりを進められるよう後方支援を行うことが期待される。
- ・ また、都道府県社協が、都道府県圏域において社会福祉法人・福祉施設をはじめ、福祉分野以外の主体との連携・協働の重要な役割を果たすことが期待されている。加えて、これまで以上に都道府県圏域内での相互調整を行うことが必要である。

4. 重層的支援体制整備事業・移行準備事業の実施例

※ 全社協地域福祉部整理

■事例1

岩手県・遠野市社協（NORMA 社協情報 2021 年 7 月号掲載）

人口・高齢化率	人口 2.5 万人 高齢化率 40.9% (令和 4 年 1 月)
モデル事業	平成 29 年度～多機関協働による包括的支援体制構築事業受託
受託の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉計画、地域福祉活動計画において、身近なところで住民の相談を受けられる体制づくりを推進してきた。 ● 市内の 11 地区に 1 人ずつ地域福祉コーディネーターを配置する構想だったが、財源確保が課題となっていたことから、国のモデル事業を活用することとした。
取り組みの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで相談員を在宅介護支援センターに配置していたが、より多くの住民が気軽に立ち寄れるように、地区センター（公民館）に配置。地域のどのような相談も受け付けるということが住民に伝わるように名称も「丸ごと相談員」とした。 ● 丸ごと相談員は、地区センターでの相談受付だけでなく積極的に担当地区に出向き、住民支え合いマップづくりを実施したり、担当地区で行われる民児協定例会や行政関係機関の会議等に参加して地域の困りごとをキャッチ。 ● 住民主体の地域づくりに関しては、以前から取り組んできた支部社協の活動強化のための助成（とおの福祉トップランナー事業）、地域福祉懇談会の開催等を実施。
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 丸ごと相談員を配置してから、困っている人や世帯からの相談に加えて、地域の人から「あの世帯が心配だ」という相談が寄せられることが増えた。 ● 以前よりも住民が自分たちの地域について関心を持つようになり、どうしたらよいか主体的に考えるようになった。 ● 当初は地区センター（公民館）に社協の職員（相談員）を配置することが行政の理解が進まなかったが、市社協から直接市長に相談を持ち掛けて、身近な地区センターを拠点とした地域づくりの重要性を説明し、「『新たな地域支え合い』に係る連携協定」を市と市社協が締結し、全地区センターへの相談員配置が実現した。

■事例2

茨城県・古河市社協（NORMA 社協情報 2021 年 6 月号掲載）

人口・高齢化率	人口 14.1 万人 高齢化率 28.2% (令和 4 年 1 月)
モデル事業	平成 31 年度～地域力強化推進事業受託
受託の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併前に盛んだった地域福祉活動が停滞しつつあった中、平成 27 年度からの第 2 次古河市総合計画、第 2 期古河市地域福祉計画に人々が支え合う地域づくりの強化が盛り込まれた。 ● 平成 28 年度から生活支援体制整備事業を受託したが、地域の課題は高齢者のことだけではないのに対象が年齢によって区切られてしまっていることのジレンマを感じていた。 ● 平成 31 年度からモデル事業の地域力強化推進事業を受託。生活支援体制整備事業の協議体を活用して地域の課題を吸い上げて活動内容を検討していった。
取り組みの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域力」の必要性や地域福祉活動の趣旨を住民に理解してもらうため、リーフレットや広報用動画を作成した。 ● 市内 55 カ所のふれあい・いきいきサロン会場に「地域のふくし相談窓口」の設置に協力してもらい、まずは地域の困りごとや相談が集まってくるようなシステムづくりを進めた。 ● 地域づくりのリーダーとなる人材育成に力を入れ、地域サポーター養成講座を実施。講座の修了者は、「ももちゃんお助け隊」の協力会員に登録して活動している。 ● 育てた人材が長く活躍できるよう、活動した証を見える形にするとともにボランティア意識を育てることをねらいとして「地域福祉活動マイスター認定制度」を開始。 ● 地域福祉活動の財源確保のため、住民が活用可能な助成金等の情報提供をするとともに、市社協として新たな助成金制度も創設した。また、地元企業を回って、地域づくりに向けた活動への協力金を呼び掛けた。
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● サロン会場での相談窓口については、専用ののぼり旗を掲揚して PR し、少しずつ住民の中にも浸透し、サロンの活動者が参加者から聞いた相談を市社協につなぐケースも出てきた。 ● 地域力強化事業でさまざまな課題に取り組むようになったことで、市内の企業や市役所の福祉以外の部署等、これまでつながりのなかった機関とつながることができた。 ● これまで関わりのなかった分野の人々から理解を得ていくためには地域づくりという達成度が見えにくいものをいかに見える化していくかが重要。

■事例3

埼玉県・鳩山町社協 (NORMA 社協情報 2021 年 12 月号掲載)

人口・高齢化率	人口 1.3 万人 高齢化率 45.5% (令和 4 年 1 月)
モデル事業	
受託の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人もとりこぼさず、誰もが安心して暮らせる町をめざし、①鳩山町地域見守り支援ネットワーク(見守りはとネット)、②ニュータウンふくしプラザ(常設のサロン事業、相談支援、ボランティア育成等の拠点)、③鳩山町総合相談支援窓口の取り組みを行ってきた。 ● これらの事業について、町社協内部、行政との十分な協議を重ねたうえで、平成 31 年 4 月からの第 2 次鳩山町地域福祉推進プラン(地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体計画)にも記載。計画に明記することで理念や目的・手法を行政と共有することができ、町社協にも行政にも責任が生じた。 ● 総合相談窓口は、第 2 次に鳩山町地域福祉推進プラン策定時のニーズ調査の際、「気軽に相談できる窓口の充実」のニーズがあがったことを受けて平成 31 年 4 月に開設。 ● 町社協では、活動強化を図りたいと考えていたが人員体制が整わない中で難しい状況であったが、助成金等を活用して地域のニーズ把握や連携による支援、ボランティア育成等を行ってきた。 ● そのような中で行政担当者から重層的支援体制整備事業の内容を聞き、これまでの取り組みを活かしながら町社協の体制強化を図ることができると考えた。
取り組みの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● ふくしプラザの常設にサロンには町社協のボランティアコーディネーターを専任の担当者として配置。サロン利用者からの相談に応じるほか、ボランティアからの意見を聞いて活動につなげている。 ● 当初はサロンでの傾聴ボランティアを募集していたが、ボランティアの人たちがモチベーションを維持できるように、一人ひとりが持つスキルやノウハウを活かす活動をボランティア発案で実施するようになった。 ● 従来からアウトリーチは積極的に行ってきたが、重層事業のアウトリーチ等継続的支援事業として訪問相談を強化している。ボランティアや行政の水道課、町民課からの気になる世帯等の情報をもとに訪問を行っている。 ● 重層的支援会議として個別ケース会議と全体会議を設置。個別ケース会議では複合化したケースのうち本人の同意が得られたケースについて月 1 回支援プランについて協議している。 ● 全体会議は庁内の全課が出席し、地域の課題や各課の社会資源について情報共有を行っている。 ● 町社協内に相談支援包括化推進員を 2 名配置し、世帯全体の課題をアセスメントし、支援プラン作成。個別ケース会議や全体会議で共有しながら支援を進めている。
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 把握したニーズを支援につなげるためには、町社協だけでは限界があり、鳩山町全庁に対して事業を理解してもらうことが重要。 ● 重層的支援体制整備事業の枠組みはあるが、それらをいかに鳩山町流にアレンジし展開していくかが重要と考えている。 ● 総合相談窓口では、40 代と 75 歳以上の高齢者の相談が多い傾向。40 代は精神障害がある人からの相談や人間関係、家族関係、就労等の課題を抱えているケースが増えている。

■事例4

福井県・坂井市社協（NORMA 社協情報 2021 年 8 月号掲載）

人口・高齢化率	人口 8.9 万人 高齢化率 28.8% (令和 4 年 1 月)
モデル事業	平成 30 年度～地域力強化推進事業受託
受託の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地区のコミュニティセンター単位にまちづくり協議会が設置されており、さらに小さな単位として 37 か所の地域福祉推進基礎組織（「地区ふくしの会」「まち協福祉部会」）が活動。 ● 従来からこれらを基盤として各種モデル事業への申請・提案、実施、評価を繰り返しながら小地域福祉活動を展開してきた。 ● 平成 29 年度から生活支援体制整備事業を受託し、第 1 層の市域に 1 名、第 2 層の町域（合併前の町単位）に 1 名ずつ生活支援コーディネーターを配置。 ● 4 町ごとに設置されていた「支部社協委員会」を協議体として活用し、各地区の高齢者の課題について解決策を考え、さまざまな活動を立ち上げるなど、住民相互の助け合い活動が広がっていった。
取り組みの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域力強化推進事業（モデル事業）では、住民を活動の主体とすることを重視し、市社協は住民が行いたい活動を支援するというスタンスで住民とともに話し合いを行った。 ● 地区ごとに地域の人口や高齢化率、子ども・子育て世帯の状況等のデータ、地域で話し合った各地域の強み・課題・将来、どんな生活をしたのか等をまとめた「コミュニティデータシート」を作成。これにより自分たちの地域の見える化をはかった。 ● データシートをもとに住民とともに話し合いを進めることにより、高齢者の交流拠点の立ち上げやオンデマンドバスの実験的運行等の取り組みが生まれた。 ● 令和 3 年度に第 3 次地域福祉活動計画（「かたいけのプラン」）を地域福祉計画と初めて一体的に策定。 ● 第 3 次計画には、策定委員に教育委員会やハローワーク職員等が加わり、これまで以上に福祉にとらわれない「まちづくり」の視点が増えた。
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活支援体制整備事業や地域力強化事業に取り組む中で、市社協の存在を少しずつ福祉分野以外の人にも理解してもらえるようになった。 ● ボランティアや民生委員・児童委員など、関わる人が限定されていた地域福祉から、地域のすべての人が関わり地域の課題について話し合うという認識に変わってきた。 ● 市社協職員も、かつては自分の担当事業ごとに事業をどうやって実施するかという発想で考えがちであったが、地域の課題を解決するために「事業を道具にする」という意識に変わってきた。 ● 2 層圏域に生活支援コーディネーターを兼ねる形でコミュニティソーシャルワーカーが 8 名配置されることになり、加えて参加支援を行うコーディネーターが社協に 1 名配置されるなど体制が強化された。

■事例5

大阪府・大阪狭山市社協（NORMA 社協情報 2022 年 1 月号掲載）

人口・高齢化率	人口 5.8 万人 高齢化率 27.8% (令和 3 年 12 月)
モデル事業	令和元年度～多機関の協働による包括的支援体制構築事業受託 令和 2 年度～地域力強化推進事業受託
受託の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで市社協が受託してきた地域包括支援センターや基幹相談支援センター、生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業等の相談支援事業を一体的に実施するため、令和元年 11 月から多機関の協働による包括的支援体制構築事業を受託。 ● 令和 2 年度には、おおむね小学校区に設置している9つの地区福祉委員会の強化をめざし、地域力強化推進事業を受託。 ● 令和 2 年 10 月、重層事業の委託の打診を受け、地域づくりこそ社協の本分であることと、これを契機にさらに行政との連携を密にする必要性を再度確認し、受託。
取り組みの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的相談支援事業では、市社協が受託している地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活サポートセンターに、行政で運営している子育て支援センターを加え、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めることや、支援機関のネットワークで対応。 ● 参加支援事業では、就労準備支援事業やボランティアセンター、小地域ネットワーク活動という従来の社協事業を活用するとともに、社会とのつながりを作るため、施設連絡会の社会貢献事業として福祉施設の業務から切り分けを行うことで、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニュー作り、定着支援と受け入れ先の支援を行う。 ● 地域づくり事業では、生活支援体制整備事業やボランティアセンター、小地域ネットワーク活動等の活用とともに、地区福祉委員会の活動を通じて、世代や属性を超えた居場所の整備や、地域における活動の活性化を図る。 ● 各事業の狭間に陥りがちな複合化したケース等は、相談支援包括化推進員がバックアップを行い、支援が途切れないようにしている。
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所内の関係部署および各相談支援機関に「重層支援担当」が配置され、庁内の担当者間で支援経過が共有されるようになり、市社協とも必要に応じて情報共有等の連携が図られる。 ● 市社協以外の他の事業者や地域住民に「それぞれの事業を通じた地域づくりが根幹にある」ことを広く伝えていくことが市社協の役割。 ● 相談者を中心においた支援を行うため、相談支援包括化推進員が全体のコーディネートを行いながら、市社協が組織としてバックアップ。

■事例6

島根県・松江市社協 (NORMA 社協情報 2021 年 9 月号掲載)

人口・高齢化率	人口 19.9 万人 高齢化率 30.0%(令和 3 年 12 月)
モデル事業	平成 29 年度～多機関の協働による包括的支援体制構築事業、地域力強化推進事業受託
受託の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 松江市では、公民館活動と地区社協活動を一体的に展開しており、これが地域福祉活動の基盤となってきた。 ● これまでは、市社協の本所にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、公民館と連携した地域福祉活動に取り組んだり、民生委員・児童委員活動やサロン活動を支援するなど地域づくりを展開してきた。 ● 令和元年度からは、市社協が受託している市内全 6 カ所の地域包括支援センター内に CSW を配置し、「地域福祉ステーション」と名付けて地域の総合相談の拠点と位置付けた。 ● 地域包括支援センターや生活困窮者の自立相談支援機関など各種事業を受託するとともに、個別事例や新たな支援やサービスの仕組みを検討する会議、局内の横断的連携のための会議(「対策会議」)を設置し、社協職員があらゆる地域生活課題に対応する力をつけてきた。
取り組みの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の検討を行う重層的支援会議は、市の福祉総務課と市社協が共同事務局を担い、解決困難な事例について再整理等を行う。また、重層的支援会議にあげる前には、社協内の対策会議で局内横断的に検討を行っている。 ● あらゆる地域生活課題に対応するため、福祉、医療、住宅、司法、教育など多機関が参加する「松江市セーフティネット会議」を設立。同会議の下部組織として権利擁護部会と生活困窮部会を置いている。
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで、市社協内の対策会議でさまざまなケースについて検討しても、他の関係者との連携がうまくいかず、それ以上進まないことも多くあった。重層的支援会議という公の会議体が新たに設置され、会議にあげられたケースをさまざまな関係者がともに考え、進行管理される仕組みができた。 ● 相談支援、参加支援、地域づくり支援を別々のものではなく、結び付けていくことが重要。地域で孤立している人への支援は地域のつながりの再構築が不可欠であり、地域づくりと他の事業を一体的に行うことが社協らしい支援だと考えている。 ● これまでの公民館を基盤とした住民主体の地域づくりを活かし、いかに住民を応援団として巻き込んでいくかが重要。

■事例7

宮崎県・日向市社協（NORMA 社協情報 2021 年 10・11 月合併号掲載）

人口・高齢化率	人口 5.8 万人(令和 4 年 1 月) 高齢化率 27.6%(令和 2 年)
モデル事業	平成 30 年度～地域力強化推進事業受託
受託の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮崎県社協では平成 19 年度から地域福祉コーディネーター養成講座を開催。地域福祉を各地で展開するリーダー的な役割を担う専門職の養成を進めてきた。 ● 日向市社協では、平成 25 年 11 月に養成講座の市内修了生を組織化し、「地域福祉コーディネーター連絡会(通称:おせっ会)」を設立。 ● おせっ会が中心となって地域住民等を対象にした地域福祉サポーター養成講座を開催。平成 26 年からは養成講座の修了生に声をかけ、「地域福祉サポーター連絡会(通称:がむしゃら応援団)」を結成した。
取り組みの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● おせっ会では、地域福祉活動企画コンテストを開催。おせっ会やがむしゃら応援団のメンバーが地域生活課題の解決のために必要と考える活動を企画し、アクションプランシートを作成してプレゼンする取り組み。コンテストを通じて選ばれた企画は実際に地域で実践に移されている。 ● その活動のひとつであるふくし食堂は、食を通じて気軽に集える場所をつくり、地域住民が知り合い、情報を共有することでつながりを構築することを目的としている。 ● 社協が受けた相談で、既存の制度だけでは解決が難しい場合には、社協内部で「生活支援会議」を開催し、支援プロセスや連携・協働すべき機関等について検討を行っている。また、住民を巻き込んだ支援が必要な場合には「地域生活支援会議」を開催している。
成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後は、重層的支援会議にかけるケースについても市社協内部で検討することでコミュニティソーシャルワーカーとしてのスキルの平準化もめざしている。 ● おせっ会やがむしゃら応援団という人財や市内社会福祉法人等の 66 団体で組織した日向市社会福祉施設等連絡会、さらには地域全体と協働しながら地域生活課題の解決につなげる取り組みを進めていきたいと考えている。